

議案第 88 号

北本市国民健康保険税条例の一部改正について

北本市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

平成 22 年 11 月 30 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険税条例（昭和 46 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「47 万円」を「50 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「12 万円」を「13 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「9 万円」を「10 万円」に改める。

第 22 条中「47 万円」を「50 万円」に、「12 万円」を「13 万円」に、「9 万円」を「10 万円」に改め、同条第 1 号ア中「4,800 円」を「5,600 円」に改め、同号イ（ア）中「9,000 円」を「10,500 円」に改め、同号イ（イ）中「4,500 円」を「5,250 円」に改め、同号ウ中「3,000 円」を「3,500 円」に改め、同号エ中「4,800 円」を「5,600 円」に改め、同条第 2 号ア中「3,200 円」を「4,000 円」に改め、同号イ（ア）中「6,000 円」を「7,500 円」に改め、同号イ（イ）中「3,000 円」を「3,750 円」に改め、同号ウ中「2,000 円」を「2,500 円」に改め、同号エ中「3,200 円」を「4,000 円」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 3,000円

(イ) 特定世帯 1,500円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,600円

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の北本市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。